

## 次世代育成支援対策推進法 一般事業主行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることによって、その能力を十分に発揮できるようにするために、次のように行動計画を策定する。

### 1. 計画期間

2022年 12月 1日 ~ 2025年 12月 31日までの 3年間

### 2. 内容

目標1：育児休業給付、育児休業中の社会保険料免除など各制度の周知や情報提供を行う。

#### ＜対策＞

- 育児休業に関する相談体制の整備。相談窓口を設置し、相談しやすい環境を作る。
- 各部署における休業者の業務力バ一体制の検討・実施。  
具体的には業務体制の見直し、多能工化、生産調整の検討など。

目標2：年次有給休暇の取得促進

#### ＜対策＞

- 取得日数を1人あたり平均年間7日以上とする。
- 各部署における休業者の業務力バ一体制の検討・実施。